

第3章 受益者負担の在り方に関する基本方針

市が提供するサービスは、市民に納めていただいた税金で賄うのが原則ですが、全て税金で賄うとサービスを受ける市民（受益者）と受けない市民との不公平が生じることから、特定の受益者がいる場合は一定の負担を求める必要があります。

そのためには、市民に市が提供するサービスについて費用がどの程度かかるかを明らかにするとともにその実態を広く理解してもらうことが必須であり、その結果がサービスの維持につながります。

これらの考え方を明確に示し、持続可能な行財政運営を行っていくために、平成 30 年（2018 年）4 月に「受益者負担の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。

この基本方針に基づき、使用料及び手数料の適正化に向け取組を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症等による市民や事業者等に与える影響を勘案し、第2次行政改革実行計画期間内における見直しは見送ることとしました。

今回、第3次行政改革実行計画を策定するに当たり、現計画の基本的な考え方は踏襲しますが、コロナ禍等の社会経済情勢の変化など時代に合わせた考え方を取り入れるとともに、より適正で柔軟な料金設定とするため、基本方針を改訂しました。

1 はじめに

サービスに対する市民のニーズが複雑化、多様化する一方、経済成長の鈍化により税収が減少する懸念がある厳しい財政状況において、効率的な税配分を行うために、施策の一層の選択と集中が求められています。

また、市民の側においても、納税者意識と税金の使途に対する関心が高まっており、それと同時に、一部の市民だけが利用する選択的なサービスに対しての受益者負担の関係に対する不公平感が生じることも考えられます。

そこで、受益者負担の適正化については、負担の公平性の観点から、利用しない市民も含め広く税金という形で負担する「公費負担」と、利用者が負担する「受益者(利用者)負担」の割合についての考え方を明確にし、市民の十分な理解を得ていくことが今後のサービスの維持に必要と考えます。

以上のことから、受益者負担の適正化を円滑に行うため、受益者負担の原則（公平性）、算定方法の明確化（透明性）、減額・免除基準の統一等を考慮し、市の関与の必要性に主眼を置いて基本的な方針を策定するものです。

2 受益者負担の適正化の基本的な考え方

本市の使用料・手数料については、地方自治法第225条及び第227条の規定に基づき、条例で額を定め、サービスの対価として利用者から徴収しています。

しかし、これらの料金設定については、長期にわたり料金の見直しが行われていないものや、社会経済情勢や市民の価値観、サービスの利用実態の変化等に対応した料金設定となっていないものもあります。

このため、サービスの受益者である利用者と未利用者との負担の公平性を確保し、利用者がどこまで負担すべきか、税金でどこまで補うべきかについての基本的な考え方を整理し、統一的な基準を定めるとともに、今後は定期的に見直しを実施する必要があります。

この基本方針は、使用料や手数料を徴収し提供する本市のサービスについて、それに要する経費を的確に把握するとともに、一定の考え方に基づいて受益者負担額を算定することによって、負担する内容の透明性を高め、受益者である利用者と未利用者、双方の理解を得る料金設定とすることを目的に策定するものです。

なお、使用料と手数料は、行政サービスの対価という点では同じですが、使用料が施設の利用に対する対価であり、個人のし好による使用の観点が大きいものに対して、手数料は人的サービスの対価であり、特定の者に役務を提供する場合に地方公共団体に一定の費用が生じたことに対する実費負担の性格を持っているという違いがあります。また、手数料は法律等に基づくものや個別の施策との関連性が強い部分もあります。

このため、使用料と手数料を一括りとせず、それぞれの特性に合った取扱いを定めます。

～地方自治法抜粋～

（使用料）

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四⑦ 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

（手数料）

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条① 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

3 見直し対象とする使用料及び手数料

(1) 使用料

公の施設として設置に関する条例が定められている施設等のうち、使用料が設定されているものについては、全て見直しの対象とします。また、使用料に準ずる雑入等についても、その対象とします。

さらに、公の施設として設置に関する条例が定められている施設等で、現時点において使用料が徴収されていないものについても、経費が掛かっているため、施設等の利用者と未利用者との負担の公平性を確保するという観点から、徴収が必要と思われるものについては見直しの対象とし、指定管理者が運営している施設についても、見直しの対象とします。

(2) 手数料

地方自治法第227条の規定に基づき、小田原市手数料条例で定める特定の者のためにする事務について徴収する料金（印鑑登録証明手数料など）については、全て見直しの対象とします。

さらに、現時点においては、手数料の徴収を行っていないものについても、サービスの利用者と未利用者との負担の公平性を確保するという観点から、徴収が必要と思われるサービスについても見直しの対象とします。

(3) 対象外とする使用料及び手数料

- ・ 法令の規定により、料金または算定方法が定められているもの
- ・ 県内で統一料金などの申し合わせがされているもの
- ・ 原価算定方式によるコスト計算が適さないもの
- ・ 特別会計等、独立して経営管理を行っているもの

4 使用料及び手数料算定の基本方針

(1) 受益者負担の原則

使用料及び手数料は、サービスの利用者（受益者）と未利用者との負担を公平に扱う観点から徴収されるものであるため、利用者であれば一定の料金を負担することを原則とします。

① 負担の公平

サービスの利用者と未利用者との負担の公平を図るため、受益の範囲においてそのサービスに要した経費を基本とした料金設定とします。

② 負担均衡の原則

サービスの公共性の程度に基づいて、市が負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を考慮します。

(2) 算定方法の明確化

利用者や市民に分かりやすく説明できるよう、積算根拠を明確にした算定方法などを定め、透明性の確保に努めます。

(3) 定期的な見直し

社会経済情勢や市民の価値観、サービスの利用実態の変化等を勘案しながら、定期的に見直しを実施します。

5 原価算定の考え方

使用料及び手数料の算定に当たっては、その事務処理に要した人件費と物件費を対象に「原価」とし、その「原価」にサービスの必需性や公益性に基づき、市が負担する部分と利用者が負担する部分の割合を乗ずることで算定することとします。

(1) 原価に算入する経費

利用者（受益者）が負担する経費として、原価に算入する経費の対象は、サービス提供や施設の維持管理等に要する「人件費」と「物件費」とします。

<原価に算入する経費>

対象とする経費				該当項目	
				使用料	手数料
原価	人件費	サービス提供や施設を維持管理するための業務に、直接従事する職員数に年間平均人件費（職員給与、職員手当、共済費等）を乗じた額		○	○
		賃金	臨時職員賃金、社会保険料	○	○
	物件費	需用費	消耗品費	○	○
			燃料費	○	
			印刷製本費	○	○
			光熱水費	○	
			修繕料	○	
			建物及び設備の修繕に係るもの	○	
		役務費	通信運搬費	○	
			手数料	○	
			保険料	○	
		委託料	清掃、警備、機器保守点検等	○	
		使用料及び賃借料	機器リース等（電算システムに係るもの）	○	○
		原材料費	施設運営等に係るもの	○	
		備品購入費	施設運営に係るもの	○	
		その他、受益者が負担すべきと考えられるサービスの提供や施設運営等に要する費用		○	○

(2) 原価に算入しない経費

<原価に算入しない経費>

原価に算入しない経費	理由
土地の取得に係る経費	土地は、時間の経過によって価値が減少しない資産であり、減価償却資産ではないため
施設の建設に係る費用（減価償却費を含む）	公の施設は「市民全体の財産」として誰もが利用でき、受益者となり得るものであるため
臨時的な対応に伴う経費	災害時対応など臨時的に提供するサービスに係る費用は、本来、提供するサービスとは目的が異なるものであるため
受益者が特定されている費用	施設で実施する講座等使用する教材などに係る費用は、講座等の利用者が負担するものであるため

(3) 公費負担と受益者負担割合

① 使用料

市の施設には、市民の生活基盤を支える公共公益の役割があることから、使用料収入のみによる管理運営ではなく、応分の市の負担は必要であると考えます。また、施設の性質は、公益性の高い施設や、民間も運営している市場性の高い施設など、提供するサービスの内容によって大きく異なります。このため、すべての施設を一律の受益者負担割合によって使用料を算定するのではなく、施設の利用形態や機能に着目しサービス内容について、「必需性」と、「公益性」の2つの視点で分類し、その分類ごとに受益者負担割合を設定することを基本とします。

< 性質別分類の考え方 >

サービスの性質	分類	
サービスが必需的か選択的か	必需的サービス	日常生活を営む上で、必要不可欠なサービスを提供するもの
	選択的サービス	上記以外の、日常生活をより便利に快適にするために、個人の意思で選択的に利用するもの
サービスが公益的か私益的か	公益的サービス	民間では提供することが難しく、主として行政がサービスを提供するもの
	私益的サービス	民間でも同種・類似するサービスを提供しているもの

※公費負担と受益者負担割合については、よりきめ細かく対応するため、負担の割合を100%、75%、50%、25%、0%の5種類とします。

< 性質別分類による標準的な受益者負担割合と施設例 >

公益的サービス		
選択的サービス	【C】 50% 観光施設・生涯施設等	【B】 25% 【A】 0% 道路・学校等
	【F】 75% スポーツ施設等	【E】 50% 会議室・ホール等
	【I】 100% トレーニング室 自転車駐車場等	【D】 25% 【G】 50% 斎場・幼稚園・市場等
私益的サービス		
必需的サービス		

②手数料

特定の利用者が利用するサービスのみについて設定していることから、受益者負担割合は100%を原則とします。ただし、市の重要な施策として実施するサービスや近隣市町と整合性を取る必要があるサービスについては、この原則から大きく逸脱することなく、かつ、市民の理解が得られる範囲で受益者負担額を設定します。

6 使用料の算定方法

使用料の算定は、次のとおりとし、算定に用いる人件費、物件費及び件数等の基礎的な数値は、社会経済情勢等を考慮しつつ、2年以上の複数年の平均とします。また、稼働率の低い施設は利用者負担が過大となり、利用率の低下を招く可能性があることから、「稼働率の向上効果も含めた使用料収入増」、「コストカットによる歳出削減」「利用時間等を制限するなどのサービスカットによる歳出削減」の視点を含めて見直しを行うこととします。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{性質別負担割合（受益者負担割合 A B C D E F G H I）}$$

(1) 1室(区画)当たりの原価から使用料を算定する場合(一定区画利用の場合)

会議室等の使用では、一定の区画を貸し出しすることとなるため、面積・時間単位で設定することが適当な施設として、原価（人件費＋物件費）を施設面積及び年間利用時間で除して算出することとします。

【例】会議室・研修室・駐車場等

- ① 1㎡の年間原価 = 施設全体の原価 ÷ 施設面積
※施設面積 = 延べ床面積
- ② 1㎡の時間原価 = 上記① ÷ 年間利用時間
※年間利用時間 = 開館日数 × 1日当たり利用時間 × 稼働率
- ③ 1室当たりの原価 = 上記② × 貸出面積 × 貸出時間
- ④ 1室当たりの使用料 = 上記③ × 性質別負担割合（受益者割合）

(2) 利用者1人当たりの原価から使用料を算定する場合(個人利用の場合)

体育館等不特定多数の個人が同時に利用する施設では、1人当たりで設定することが適当な施設として、原価を年間利用者で除して算出することとします。

【例】体育館

- ① 1人当たりの原価 = 施設全体の原価 ÷ 年間利用者数
- ② 1人当たりの使用料 = 上記① × 性質別負担割合（受益者割合）

(3) 貸出単位

1室当たりの空間に対する使用料を算出する場合、「年間利用時間」を単位として算出することから、施設の貸出単位は、午前・午後・夜間・全日などの区分貸出は行わず、原則、1時間単位で設定することとします。ただし、演劇ホールや野球場など複数時間単位で貸し出すことで利用者の利便性が向上する場合は、複数時間単位の設定も可能とします。

この場合の使用料は、1時間当たりの使用料基本単価に貸し出し時間に乗じた金額を設定することを基本とし、また、利用時間帯による使用料等の格差は、それぞれの施設（サービス）において設定できるものとします。

(4) 付帯設備の取扱い

施設などに元々備わっている付帯設備（空調、給排水等）の利用については、施設使用料に含めることとしますが、夜間照明設備や特殊音響設備のように施設の利用に付加価値を付ける設備の使用料については、施設使用料と区分し、実費相当分を使用料として設定します。

$$\begin{aligned} \text{① 付帯設備の原価} &= \text{付帯設備の維持管理費} \\ \text{② 付帯設備の使用料（1回当たり）} &= \text{上記①} \div \text{年間利用回数} \end{aligned}$$

(5) 備品などの使用料について

ホールに設置されたピアノや会議室等で使用するプロジェクターなどについては、施設の利用とは別に利用者の意思により利用されます。そのため、これらの備品については、減価償却を考慮し、施設使用料とは別に使用料を定めます。

$$\text{備品使用料} = \text{備品購入費} \div \text{耐用年数} \div \text{年間利用回数}$$

7 手数料の算定方法

手数料の算定は、原則として次のとおりとします。なお、算定に用いる人件費、物件費及び件数等の基礎的な数値は、社会経済情勢等を考慮しつつ、2年以上の複数年の平均とします。

$$\text{手数料} = \text{原価}$$

(1) 原価の算定方法

- ① 1分当たりの人件費単価 = 1人当たりの年間平均の人件費 ÷ 2,000時間 ÷ 60分
 ・ 一般行政職：〇〇円、技能労務職：〇〇円
 ・ 一般行政職（再任用）：〇〇円、技能労務職（再任用）：〇〇円
- ② 処理時間（分）
 手数料を徴収する事務ごとに、それぞれ1件当たりの標準的な処理時間を設定します。
 なお、証明書交付等の事務処理における標準的な処理時間は、算定に用いた期間の状況を踏まえ、1件当たり“〇分”と設定します。ただし、個別に標準的な処理時間を設定できる証明書交付等の事務処理については、この限りではありません。
- ③ 1件当たりの原価 = 上記① × 上記② + 年間物件費 ÷ 年間処理件数

※勤務時間：2,000時間 ÷ 1日7時間45分 × 260日（5日×52週）

8 使用料及び手数料算定にあたり考慮すべき事項

(1) 各公共施設等の状況について

基本方針に基づき使用料及び手数料を算出した結果、周辺自治体の類似施設より著しく高額となり、公共施設の利用率の低下を招くおそれがある場合や、現行使用料より著しく低額となることで民間企業の営利事業を圧迫する場合は、適正な使用料となるよう調整できることとします。

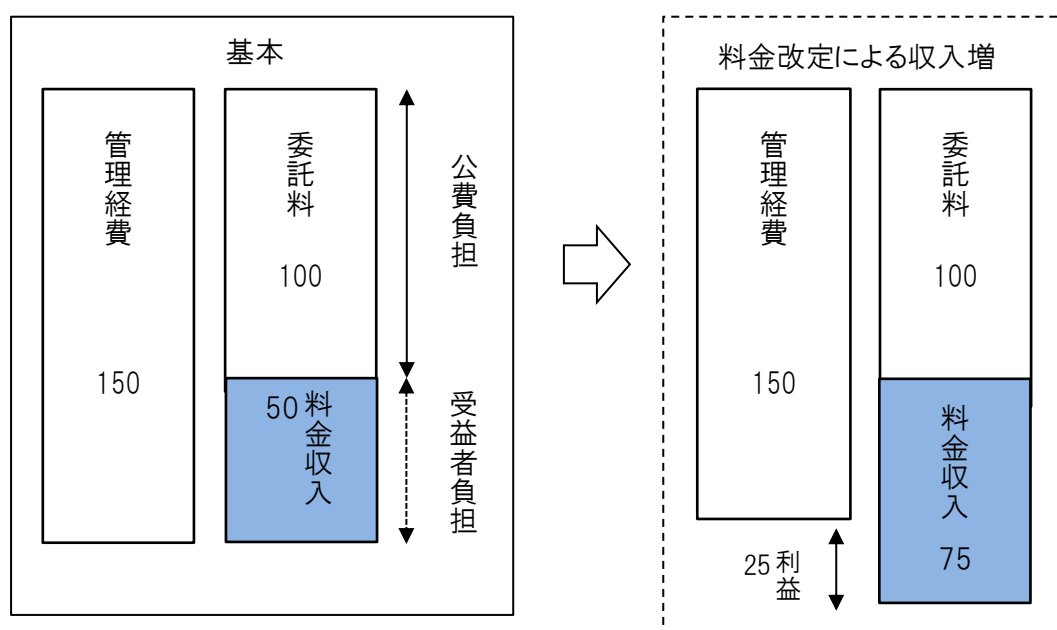
また、施設の特性や利用者のニーズ等を鑑み、曜日や時間帯別の需要の多寡等により、柔軟な料金設定ができるようにします。

(2) 指定管理者制度の利用料金制を導入している施設の場合

指定管理者制度を導入して利用料金制を採用している施設の使用料の改定は、指定管理者の収益に影響するため、指定管理料については、施設の管理・運営に必要なと想定される経費総額を積算し、利用料金収入を勘案したうえで適切な設定とし、指定期間であっても、指定管理者と料金変更の時期について協議するものとします。

また、指定管理者のインセンティブを高め、サービスの質や量が向上すると利用の増加につながるよう考慮するものとします。

＜指定管理者制度の利用料金制を導入している施設の料金改定のイメージ＞



(3) 激変緩和措置

基本方針に基づき使用料及び手数料の算出をした結果、従来の使用料等と比べ、急激な値上げとなり、市民生活への影響が懸念される場合が考えられます。そのため、激変緩和措置として、一定の幅の値上げに収めるように使用料等を設定することとします。

現行料金より著しく高額となる場合は、現行料金の概ね 1.5 倍程度を改定上限として、定期的に検証することで段階的に改定できることとします。

(4) 減額・免除について

使用料及び手数料の減額・免除については、経済的・社会的弱者の支援や団体の活動促進等のために、政策的な特例措置として減額や免除を実施してきたところです。

その結果、スポーツや文化、生涯学習の振興及び推進に一定の成果を果たしてきました。しかし、その半面、施設においては、利用団体のほとんどが減免団体となっている状況や利用者の固定化を招いています。

また、本来負担すべき料金を利用者が負担しないことは、利用者間の不公平につながることや、公共施設を継続的に運営していくという経営的な観点からすると、減額や免除される金額を一般の利用料金に転嫁して、差額分を補うことが必要となり、利用者間の不公平の拡大につながることも考えられます。

以上を踏まえると、施設の使用の対価として定めた使用料の意義を保つ上から、また、市民全体の公平性を維持していく上からも、減免基準を明確にし、適切な運用をしていくため、基本的な考え方を定めます。

①使用料の減額・免除の基準

現在の減額・免除制度は施設ごとに取扱いを定めて運用してきましたが、今後は公平性・公正性を確保するために、できるだけ共通の対応となるよう「基準の統一」を図ります。ただし、基準の統一が困難な施設については、「負担の公平性」、「施設の設置目的と利用者との関係」などを十分に考慮して、施設ごとに減額・免除の取扱いを定めることとします。

減額・免除する場合の判断基準

- ・「市の主催」、「市の共催」など市の行政活動に関わる場合（「後援」は減免しない）
- ・国又は地方公共団体において、公用又は公共用に供する場合
- ・災害その他緊急を要するやむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用する場合
- ・子ども、高齢者、障がい者の方への配慮や、文化・スポーツ振興、地域振興といった目的が適切である場合

ア 団体が施設を利用する場合

次の場合、使用料を減額・免除することができることとします。

- (ア) 市が主催する事業に使用する場合、免除
- (イ) 市が共催する事業に使用する場合、使用料の2分の1を減額
- (ウ) 国又は地方公共団体が公用のため使用する場合、使用料の2分の1を減額
- (エ) 高齢者の生きがいづくり及び健康づくりに関する活動を推進するため、高齢者団体（60歳以上の占める割合が2分の1以上の団体）が利用する場合、免除または2分の1を減額
- (オ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する市内の児童福祉施設が、特定目的で使用する場合、免除または使用料の2分の1を減額

イ 個人が施設を利用する場合について

次の場合、使用料を免除することができることとします。

- (ア) 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持する者及び介助者
- (イ) 65歳以上の方

ウ その他

- (ア) 既に当該サービスに対する補助等が行われている場合には、減免対象としない
- (イ) 減免基準については、条例、規則もしくは要綱で明確に定めること

エ 指定管理者制度導入施設での減額・免除の取扱い

指定管理者制度を導入して利用料金制を採用している施設のうち減額・免除規定のある施設の場合、減額・免除によって指定管理者の収入が少なくなれば、自主的な運営を

阻害することとなります。そもそも減額・免除規定は政策的な特例措置として実施するものであり、指定管理者制度が導入されているか否かにかかわるものではありません。

また、利用者の立場からすれば、施設の管理者が市であるか指定管理者であるかは直接的には関係なく、同様の取扱いをすることが適当と考えられます。従って、当該施設におけるそれぞれ施設所管課は、減額・免除による補てん分を考慮のうえ指定管理料を定め、指定管理料に減額・免除による補てん分も含めるものとして取り扱うものとしします。ただし、指定管理者が独自の裁量で利用料金を設定した場合には、補てんの対象とはなりません。

②手数料の減額・免除の基準

手数料の減額・免除の基準は、それぞれ各種証明書等の用途に応じて個別に規定するものとします。減額・免除は受益者負担の原則（負担公平・負担均衡）の観点から政策的な特例措置であることを十分認識し、真にやむを得ないものに限定するものとします。

なお、減額の基準はありません。

免除する場合の基準

- ・国又は地方公共団体において、行政目的に必要な場合
- ・法令等で規定により免除することが定められている場合

(5)使用料及び手数料の単位について

算定額については、市民の利便性や窓口での料金取扱事務の煩雑性を考慮し、端数処理はそれぞれ以下のとおりを原則とします。

ア 使用料の単位

- (ア) 1,000 円未満の場合 50 円単位の金額とします。
- (イ) 1,000 円以上の場合 100 円単位の金額とします。

イ 手数料の単位

- (ア) 100 円未満の場合 10 円単位の金額とします。
- (イ) 100 円以上 1,000 円未満の場合 50 円単位の金額とします。
- (ウ) 1,000 円以上 1 万円未満の場合 100 円単位の金額とします。
- (エ) 1 万円以上 10 万円未満の場合 1,000 円単位の金額とします。
- (オ) 10 万円以上の場合は上位 3 桁まで(上位 4 桁目を切捨て)の金額とします。

(6)市民以外が利用する場合等の使用料の設定について

市が所有する公の施設は、施設の取得が公費により賄われていること、また、施設の大半はその維持管理費用に使用料収入等に加えて市民からの税金により賄われていることから、基本的には市民が優先してサービスの恩恵を受けるべきものです。このため、受益者負担の原則（負担公平・負担均衡）の観点から、営利を目的と認められる場合や市民以外の使用料の設定は、割増料金を設定することができるとこととします。

ア 営利を目的と認められる場合の使用料は規定の使用料に 25 を乗じた額の範囲内とし、個々の施設の実情を踏まえ設定することとします。

イ 市外利用者に対する使用料については、1.5 から 10 を乗じた額の範囲内とします。

ウ 市内利用者と市外利用者等の区分について

市内利用者は、市内在住、在勤、在学のいずれかを満たす者を市内利用者としします。

市外利用者は、市内利用者以外の者としします。また、団体における市内利用者と市外利用者の区分については、市内利用者に該当する団体の構成員が過半数であることを判断基準としします。

(7) 定期的な見直し

使用料及び手数料については、市民ニーズや施設の維持管理費用の変化、サービス内容及び公の施設の在り方等を勘案しながら、定期的に見直しを実施するものとします。見直しの時期については、利用者の混乱や事務手続き等の増加を避けることに配慮しつつ、社会経済情勢等を勘案して適切な時期に実施するものとします。

ただし、施設改修など大幅な施設の維持管理費用、提供面積、提供時間の変更が見込まれる場合には、変更時に見直しを実施するものとします。なお、使用料及び手数料の料金の算定は、原価を基本としたものであるため、効率的な施設の管理運営や事務の効率化等、継続的な経費縮減に努めながら、料金設定の適正化を図っていくものとします。

9 使用料・手数料の見直し方法(現在、使用料及び手数料を徴収しているサービス)

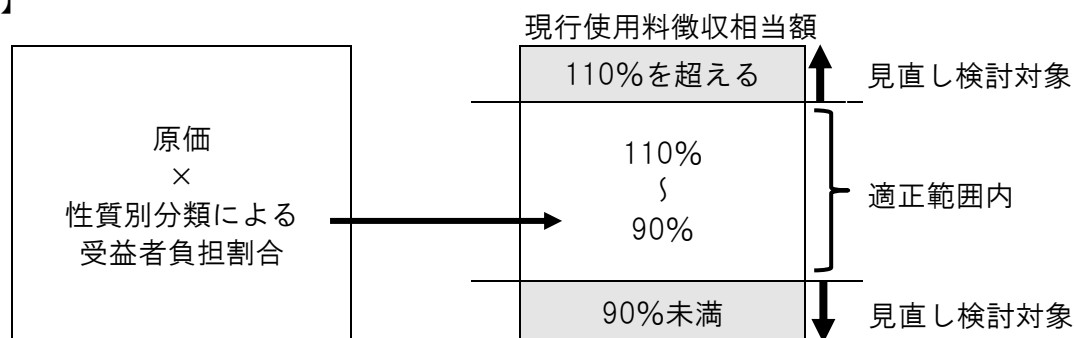
(1) 見直しを検討する使用料・手数料

① 使用料について

「現行の使用料徴収相当額※」と、「原価に性質別分類による受益者負担割合を乗じた額」を比較して、「概ね±10%」を超えるかい離が生じている施設については、使用料の見直しを検討します。

また、原価及び使用料徴収相当額は、消費税及び地方消費税を含む額で算定します。

【例】

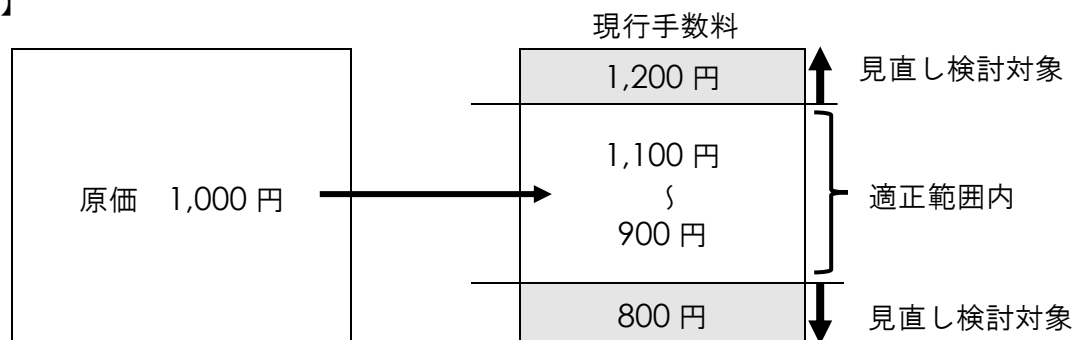


※使用料徴収相当額は、実際に使用料として徴収した額に、市が使用料を減額・免除した相当額を加算した額をいいます。

② 手数料について

現行の手数料と原価を比較して、「概ね±10%」を超えるかい離が生じている場合は、手数料の見直しを検討します。手数料の原価については、消費税及び地方消費税を含む額で算定します。

【例】



10 消費税及び地方消費税の改正に係る使用料及び手数料への転嫁について

消費税率が改正された場合には、使用料及び手数料に転嫁することとします。

11 公共施設の駐車場について

公共施設の維持管理にかかる経費は、施設利用者から徴収した使用料が充てられますが、大部分は公費により賄われています。

また、今後、施設の老朽化に伴い、維持管理や更新などに要する経費の増嵩が見込まれます。

こうした中、本市では、施設の適正な維持管理や利用者の利便性向上を図るため、市立病院やわんぱくらんどなどで駐車場の有料化に取り組んできました。

こうした状況を踏まえ、施設の性質や施設周辺の状況、市民の利用実態などに一定の配慮をしつつ、自家用車の使用を抑制し、公共交通機関の利用を促進することによるゼロカーボンの推進や、目的外利用の抑制、自主財源の確保、市有財産の有効活用などの観点から、公共施設の駐車場有料化について検討を進めるものとします。